

## 伊那市都市計画審議会議事録

項 目	伊那市都市計画審議会
開会日時	平成25年2月19日（火）午前9時30分
閉会日時	平成25年2月19日（火）午前10時30分
場 所	伊那市浄水管理センター会議室
出席者	<p>伊那市都市計画審議会委員</p> <p>伊那市議会 唐澤千明</p> <p>伊那市議会 柳川広美</p> <p>伊那市交通安全協会連合会 春日昇</p> <p>伊那市農業委員会 平澤睦弘</p> <p>信州大学農学部 佐々木邦博</p> <p>社団法人伊那青年会議所 池上裕平</p> <p>社団法人長野県宅地建物取引業協会南信支部 鈴木孝之</p> <p>伊那市区長会（伊那地区）堀内潤一郎</p> <p>伊那市区長会（伊那地区）木下智</p> <p>伊那市区長会（高遠地区）春日博美</p> <p>伊那市区長会（長谷地区）久保田重信</p> <p>レディーバード（女性海外研修者） 春日幸子</p> <p>社団法人長野県建築士会上伊那支部 若林晴二</p> <p>上伊那農業協同組合 網野澄子</p> <p>長野県伊那建設事務所 原 明善（代理 整備課技術専門員 東伸之）</p> <p>長野県上伊那地方事務所 青木一男（代理 建築課長 中嶋仁志）</p> <p>事務局</p> <p>松尾建設部長、浦野都市整備課長、米山課長補佐、唐木主査、下平技術主任</p>
欠席者	<p>伊那商工会議所 川上健夫</p> <p>伊那市女性団体連絡協議会 高嶋昭子</p>
議事	<p>(1)「伊那都市計画道路の変更（伊那市決定）」について</p> <p>(2)「景観行政団体移行への取り組み」について</p>
資料	<p>法定審議資料（伊那都市計画道路の変更）</p> <p>景観行政団体への取り組み資料（景観計画素々案）</p>

議  
事  
録

## 1 開 会

(事務局：浦野課長)

皆様おはようございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

私、本日の進行をさせていただきます都市整備課長の浦野晃夫でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会を伊那市建設部長の松尾修より申し上げます

(松尾建設部長)

本日は大変お忙しいところ、また足元の悪い中、多くの委員の皆様に、お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

暦の上では春を迎えましたけれども、今年はこのようにたいへん雪が多く、まだまだ気温も上がらず寒い冬の日々が続いております。

さて、本日審議をお願いする案件でございますけれども、前回12月20日の審議会におきまして調査審議をいただきました「伊那都市計画道路の変更について」法定審議をいただくもの等です。詳細につきましては後ほど担当からご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、只今から伊那市都市計画審議会を開会させていただきます。

## 2 事務連絡

(事務局：浦野課長)

それで会議に先立ちましてここで事務連絡をお願いしたいと思います。本日の都市計画審議会の成立についてご報告させていただきます。

本日は委員総数18名のうち15名の出席で半数以上でございますので会議は成立ということでお願いいたします。

また、年が改まりまして、伊那市区長会長会選出の4名の委員さんが代われ、ご就任いただいております。ここで私のほうからご紹介申し上げます。

お配りしてあります名簿の上のほうから、高遠町下山田区長の春日博美委員さん、中央区長の木下智委員さん、長谷黒河内区長の久保田重信委員さん、荒井区長の堀内潤一郎委員さんでございます。よろしくお願いいたします。

続いて、代理出席、欠席などの報告をさせていただきます。

代理出席は、上伊那地方事務所青木一男委員に代わり、上伊那地方事務所建築課長中嶋仁志様でございます、伊那建設事務所原明善委員に代わり、伊那建設事務所整備課技術専門員の東伸之様です。

また、欠席でございますが、川上委員、高嶋委員については、ご都合により欠席のご連絡を頂いております。

また、鈴木委員さんが後ほど見えられるかとおもいますので、よろしくお願いいたします。次に本日の資料の確認をお願いいたします。

まず、事前にお送りし、本日お持ちいただいております資料は「会議次第」、「法定審議事項



おります資料1-23をご覧ください。この資料のとおり長野県から意見なしという回答を受理しております。

本日の、賛成いただきますと、3月上旬には廃止の決定告示をおこない、縦覧をさせていただくという流れになります。

最後ですが、前回の審議会に追加された部分につきまして、1-18ページでございます、前回の審議会が出された質疑と回答をまとめてございます。

1-19ページ以降については、縦覧結果と縦覧状況をつけてございます。

縦覧の結果につきましては、意見書の提出はありませんでした。

説明については以上であります。ご承認いただけますようご審議よろしくおねがいします。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました「伊那都市計画道路の変更」について、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

【発言なし】

それでは、本件について採決いたします。縦覧の際に意見書も提出されておられませんし、特に異議が無ければ、委員の皆様の手挙で決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、伊那都市計画道路の変更については、原案どおり賛成の方、挙手をお願いします。

【委員の挙手】

はい、全員賛成で決定されました。ありがとうございました。それでは伊那都市計画道路の変更については原案どおり決定いたします。

本審議の結果につきましては、市長宛に異議無い旨を会長名で答申いたしますのでご了承いただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、続いて括弧2の「景観行政団体への取り組み」について事務局から報告をお願いします。

(事務局：米山課長補佐)

それでは、本日配布させていただいている資料、2-1をご覧ください。

現在、伊那市では景観行政団体への移行に向けまして準備を進めているところであります。ここに景観法の抜粋がございます。策定の手続きとしまして、景観法第9条第2項のところに景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは都市計画区域、市全域を予定していますが、都市計画区域にかかる部分について、伊那市都市計画審議会の意見を聞かなければならないということになっております。

スケジュールについては次の裏面のほうをご覧ください、その時になりましたら、委員さんの意見をいただきたいと思っております。

2-2からのスケジュール表について若干説明させていただきます。左側に平成23から26年度まで書いてございます。次に作業の内容、組織、都市計画審議会、議会、県の機関等の関係が右側に書いてあります。

市としまして、平成26年度当初から全面発行したいというのを目標に掲げまして、昨年度から取り組みが始まっております。平成23年度につきましては、景観に関する基礎的な調査を行い、中ほどに書いてあります、景観懇談会につきましては、景観の関係団体や、住民協定者会

議	<p>の代表の方々33名にお集まりいただいて、今後どのように進めていくのかについて、懇談会方式で進めてきました。また、市民アンケート、10地区におけます地域別の懇談会、そして、3月25日には講演会を実施してきております。それら調査をもとに平成24年度からは景観計画案の策定のための策定委員会を立ち上げました。このメンバーにつきましては、23年度の懇談会のメンバーからの選出と、見識者に入っただきまして、合計19名で策定委員会というのを設置しまして、一回目が7月に始まっております。今回まで4回、明日ですけれど第5回目の策定委員会を予定しております。</p> <p>また、今後につきましては3月末、また、25年度におきましてもまとめの委員会等を開催する予定でおります。そこでの、現在進めている計画案でございますので、計画案がまとまったものを今度は長野県と協議をしていくという流れになります。</p> <p>できれば来年度の早い時期に、県と協議させていただきまして、基本的には県からの同意を受けて、行政団体に移行していくという流れになります。</p> <p>それと並行して、行政団体に移行するまでに、景観条例を決定しないといけないということがありますので、今の予定としましては、今年の9月議会を目標に景観条例についての審議していただき、それ以降、県の同意を待って、行政団体となり、景観条例が一部施行となります。また、行政団体になってからが、景観計画が策定ということになりますので、ここで、都市計画審議会の皆様の意見が必要となりますので、時期的には今年の10月以降の審議会でご意見を聞くこととなります。</p>
事	<p>それらの手続きをしまして、できれば平成26年度当初から景観計画の発効と景観条例については全面的に施行していくということを目指して現在進めてございます。</p> <p>現在までに景観計画の素々案という形ですけれども、担当のほうから説明させていただきます。</p>
録	<p>(事務局：唐木主査)</p> <p>今日お配りした、素々案を見ていただきたいと思います。一枚めぐりまして、目次ですが景観計画の序章から第7章までこのように構成してをしております。まず序章で景観計画の形成に向けてということで、背景、目的、意義、位置づけなどを記述しまして、第1章で景観特性、第2章で景観計画の異議を設定します。第3章で良好な景観を形成するための方針ということで方向付けをして、第4章で制限事項を決めます。第5章で景観に対しての重要な建造物、重要樹木などの指定の方針考え方、これを決めまして、第6章で良好な景観形成のために必要な事項ということで、屋外広告物や公共施設の整備に関する事項です。第7章で、景観形成にむけてどのように取り組んでいくかということになります。これが景観計画の大まかな構成になります。</p> <p>一枚おめぐり頂いて、序章、伊那市らしい景観とはということでもあります。もう一枚めぐっていただくと景観計画の経過と策定の背景ということが、3ページにあります。長野県で景観条例が初めてできたのが平成4年、そのあと、国によって景観法が平成17年にでき、その流れの中で、伊那市として初めて長野県景観育成特定地区が西箕輪に認定されました。これを受けて、伊那市としては市全体として、景観の維持形成について、計画的な対応に取り組んでいこうということで、景観計画を策定するということになりました。景観の目的と意義が次のページになります。5ページがこの景観条例及び伊那市景観計画をつくるなかで伊那市の各種の市の計画及び広域計画との整合を図りながら制定をしていく、ということで伊那市景観計画位置づけがここにあります。若干目次で説明させていただきましたが、計画の構成になります。序章、第</p>

議	<p>1章、第2章までは必須事項ということで、景観法で景観計画にこの内容は定める事項で入れてあります。第3章良好な景観の形成に関する方針は任意事項として伊那市独自に入れました。第4章第5章についても景観法の必須事項として、定めなさいということになっています。第6章ですが、屋外広告物及び景観重要公共施設に関する事項については伊那市独自として定めようとしてあります。</p> <p>次に第1章になります。伊那市の景観特性ということで、伊那市の景観についての特性、特徴についてまとめてあります。これは前年度の基礎調査の中で市民のアンケート、また地域別懇談会を行った中でのそれぞれ話し合った中の特徴、また、優れた景観などを抜き出してまとめたものになります。特徴と眺望景観、土地利用、それぞれまとめてありまして、11ページが景観特性になります。その中から伊那市としては3つの要素を重ねあっているという特性があり、面の景観、軸の景観、生活文化の景観としての3つに分けました。それぞれの景観特性というのが次のページから載せてありますので、ご覧いただければと思います。</p>
事	<p>27ページから第2章、景観計画の区域になります。景観特性をそれぞれ吟味した中で、景観の区域を分けるということで、それぞれ景観区域を分けました。29ページに地域区分ということで色分けしてあります。それぞれ、山地自然公園、山地森林、田園、市街地となります。景観軸として沿道沿い、河川沿い及び伊那市の特徴としては河岸段丘沿いということで、分けてあります。</p> <p>西箕輪については長野県の景観育成特定地区ということで、もう認定されていますので、そのまま伊那市の景観形成重点地区として位置づけをしていこうことになっています。その次のページからは地域区分についての説明になります。</p>
録	<p>第3章39ページになります。良好な景観の形成に関する方針ということで、先ほど地域区分として分けた部分についてのそれぞれ今後どう守り育てていくかの方針を定めてあります。これも委員会の中で、いろいろと話し合ってきた中で段々このような方向でまとまってきたというところでもあります。</p> <p>47ページ、第4章になります。景観形成のための行為の制限に関する事項ということで、届け出行為になります。景観に影響を与える影響が大きい一定規模以上の行為です。そういうものについては届け出行為をなささい、ということで定めてあります。若干抜粋しますと、例えば建築物一軒の家を建てるのに高さ13mを超えるもの、または床面積が30㎡を超えるものについては伊那市に届け出を出しなさいということになります。</p> <p>その右のページにですが、届け出行為を出したものについて事前協議をし、適応審査をして不適合である場合景観審議会を立ち上げ、審議をしていただきて助言指導を行います。そのまま変更に応じない場合には、勧告変更命令ができ法的に制限が出てくるというものになります。</p> <p>その次の49ページですが、景観形成の基準ということで最低限この内容のものを守っていただきたいということで、これも策定委員会で意見をいただきながらこの方向にまとまってきたという段階であります。</p> <p>53ページの西箕輪景観形成重点地区においては、今、長野県の条例で定めてあるものをそのまま載せてあります。55ページ、第5章に景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針ということで、特に景観について重要な役割を持ったり、公共の建物として重要であると思われるもの、そういうものを景観重要建造物として指定していこうということになります。また、樹木についても同じ考え方で、その街のシンボルであったり、その場所の景観に重要なものであるというものには指定をしていこうということで方針を定めたものであります。57ページ第</p>



で、その時にもう一度、他との整合性もありますので、確認していきたいと思います。

(唐澤千明委員)

伊那市がようやくこうやって景観行政団体に移行することは非常に喜ばしいことだと思いますが、近隣市町村と、特に上伊那、伊那谷という中で、この上伊那の市町村と調整を行っているとは思いますが、連携、課題についての状況は。

(事務局：浦野課長)

連携については非常に重要な部分でして、伊那市独自で伊那市の単位だけで考えていても景観というのはそういうものじゃなくて、特に南箕輪村との境界は入り組んでいることもあり、上伊那全体として取り組むということについて、理事者からも指示を受けています。

昨年度、3月に行いましたけれども景観の講演会につきましては、特に箕輪の活動の方々、伊那のアルプス街道の方々というような方の中でお話しを聞いたり、上伊那全体に声をかけて講演会に参加していただいた形もとりました。

具体的には駒ヶ根市のほうがこの景観行政団体への移行の業務につきましては、一年が進んでいまして、駒ヶ根市につきましては今年の3月31日に景観行政団体に移行して、その行政を景観計画を発行して平成25年度から運用していくという状況です。細かい事務手続きの、届け出の基準などは若干違いがありますけれども、景観形成に係わる特に特色ある眺望の景観だとか、沿道の景観だとか、そういう部分についての方向性は駒ヶ根市と合わせてあります。南箕輪につきましては伊那市よりは一年取り掛かりは遅かったわけですが、景観行政団体になるべく平成24年度から事業を始めているという状況です。

上伊那のほかの町村につきましてはまだ具体的な動きはございませんけれども、その上伊那の広域連合等にもお願いをしながら声掛けをしているという状況です。

今進んでいる駒ヶ根、伊那、南箕輪については歩調を合わせながら、細かい部分では若干違いは出てくると思いますけれども方向性はすべて歩調を合わせて連絡を取りながらやっているという状況であります。

(鈴木孝之委員)

ちょうど今の歩調を合わせるというところに係わってくると思うんですけれども、もともと県の条例に基づいての届けての基準があって、今回行政団体になるということで伊那市独自の基準だとか、これに基づいてというものができるように変わる、という理解でよろしいかと思うんですけれども、特に基準のところ細かいところで駒ヶ根市と違うっていう話だったんですが、例えば高さだとか、面積とかの基準が違っていると、その根拠がこう具体的にはっきりしてれば良いんですけれども、根拠があいまいなまま基準が違っていると、なんで駒ヶ根は良くて伊那市はだめなんだとかが出てくると、私たちがお客様に説明する上で根拠が必要であり、根拠がなかなか具体的に表せないのであれば、県に準拠してとか、全体がそろそろような形をとっていただきたいと思います。

それと、そもそもこの県の中でこういう特定団体に既になっているところと、まだなっていないところと、これからなろうとしているところがあると思うんですけれども、これだけのものを作っていくのは大変なことだと思うんですけれども、なることによるメリットというか、今までなっているところがこういう風に良くなっているということが何か事例というのがあるで

議

事

録



議  
事  
録

り込んでPRできたらということもいいかなと思いますので、検討させていただきたいと思います。

(若林晴二委員)

是非ともお願いします。

(木下智委員)

色彩についての制限のことについて、例えば海外等では色が町なみを生み出しているというところもありますが、色の好き好きというものもあったり、地域によってという部分があるんでしょうが、その辺の色の制限というのは、かなりつけられるのか、またつけようとしているのか、その辺の考えがあるかお聞きしたい。

(事務局：浦野課長)

作成中ですが、別表1の63ページに色彩に関わる行為の制限の中で、赤系の色だったら色の鮮やかさの範囲を指定して、建物の屋根、外壁等について色彩をお願いをしていこうと考えております。

この色彩制限の範囲については、安曇野市、小諸市あたりの、他の今まで行っている9市のあたりのを参考にしながら、また、当然隣の駒ヶ根市等のものを参考にさせてもらいながら案として出しているという状況であります。

特に伊那市としてそれをもっと厳しくしていくとかゆるくしているというところは実際のところ考えていませんが、より一般的にけばけばしいと思わない程度のもという範囲でお願いをしていこうと考えております。他の市では、真っ白や、黒がいけないとか、これは目立つ色ですけども、制限してもそういう色を使いたい人もおり、けばけばしいと思うものは除いていきたいという考えで、策定委員会で検討してもらっています。

(佐々木会長)

ほかにありますでしょうか。

(柳川広美委員)

建物の高さですけれども、高さ31メートルっていうのは大体何階建てくらいなのか。建築基準法以外に制限を作るわけですが、どうしても作りたいという場合、どこまで可能なのか。

(事務局：浦野課長)

49ページの所に案としてお出ししてあって、黒い字は県の基準の中で決められているものと同じもので作ってあります。赤い字については伊那市で新たに盛り込んでいこうと考えているもの。青い字については景観軸として位置付けた部分としてあります。その中で建物の高さの基準を18mと31mと記述してあります。18mだとだいたい5階建てくらいまで。31mですと多くて10階までできるかという所ですが、31mというのは建築基準法の中で構造計算の構造強度が変わってくるという高さで、市内の実績を見ても大体この31m以内に収まっているという状況でございます。18mにつきましても現在ある伊那市中高層建築物指導要綱の中で18m以上については届け出が必要となっているので、そういった数字を使いながらお願いをして



議	<p>(平沢睦弘委員)</p> <p>改修が進めば、その地域は良くなりますので、ただ規制するだけじゃなく考えていった方がいいと思います。</p> <p>(佐々木会長)</p> <p>他にご意見ありませんか。</p> <p>(会長)</p> <p>それではないようですので、改めて今日の案件の法定審議と景観計画のこと全体で委員の皆様からなにかございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【なし】</b></p> <p>それでは、以上で会議事項を終わらせていただきます。皆様のご協力を持ちまして、議事がスムーズに運営することができました。ご協力誠にありがとうございました。</p>
	事
録	